

子育て支援サービスのご案内



下野市では、平成20年4月1日以降に出生した1歳未満のお子さんを養育している方へ、次のようなサービスを行っています。

育児ママリフレッシュ事業

市内に住所を有する在宅乳児(3か月～1歳未満)を養育する同居の保護者(父母、祖父母)の方が、ヘアサロンなどでのリフレッシュ、冠婚葬祭、通院などで乳児を預けたいときに利用できる、一時的な保育サービスの利用券(12時間分)を発行します。

●対象者

下野市に住所を有し、保育園等(認可外保育施設や児童福祉施設を含む)に入所していない、生後3か月から1歳未満の健康な乳児を保護している方

●利用できる施設

施設名	所在地	電話
あおば保育園	薬師寺1584番地6	48 - 5530
むつみ保育園	柴769番地25	32 - 6733
家庭保育園 はんず園	下古山353番地	53 - 6550
子育て支援センターつくし (第2・4火曜日)	小金井789番地(ゆうゆう館内)	43 - 1233

●利用方法

利用日の1週間前までに、利用を希望する施設へ直接連絡して予約をとってください。また、利用の際には、利用時間分の券を施設へお渡しください。

なお、1回の利用は、乳児の心身の負担も考慮し最大4時間までになります。

乳児紙おむつ購入券給付事業(第3子以降の乳児対象)

市内に住所を有する第3子以降の乳児を養育する方に、経済的負担の軽減を図るために、申請により紙おむつ購入券を給付します。

●対象者

市内に住所を有する第3子以降の乳児を養育する方(以下、「対象者」という)で、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ・児童福祉法に規定する施設、その他これに類する施設に乳児が入所している場合
- ・身体障害者補装具給付事業で紙おむつの交付基準に該当する場合
- ・対象者とその扶養義務者(配偶者、祖父母、父母、兄弟姉妹、子)で、その対象者と生計を同一にするものが市税等を完納していない場合

●給付内容

出生した月の翌月から1歳に達した月まで(ただし、転入者については、申請があった月の翌月からになります)2,000円分/月を給付します。

●購入方法

提携店で紙おむつを購入する際、1枚2,000円分として使用できます。

地区	販売店名	所在地	電話
石橋	㈱ヨークベニマルヨークタウン石橋	下古山3362番地1	53 - 8500
	㈱カワチ薬品 石橋店	石橋778番地	53 - 2660
南河内	㈱日成メディカル はーと・らいふ自治医大店	祇園二丁目36番地3	44 - 8950
	㈱かましん自治医大店	祇園一丁目1番地5	44 - 1491
	㈱マツモトキヨシ自治医大店	緑一丁目9番地4	44 - 0013
	㈱マツモトキヨシ自治医大駅前店	祇園一丁目25番地3	40 - 7745
国分寺	㈱カワチ薬品自治医大店	祇園一丁目8番地	40 - 6891
	㈱カンセキ小金井店	川中子3329番地85	44 - 5211

赤ちゃん元気アップ事業(おこめ引換券交付事業)及びチャイルドシート購入費補助は、平成20年3月31日をもって終了しました。